

京田辺市野外活動センターに係る運営見直しについて

市民部文化・スポーツ振興課

1 概要

京田辺市野外活動センターは、青少年の健全育成と市民の余暇の活用を図るため、昭和56年4月に竣工、平成9年6月には、研修棟（クラフト室・学習室）、バンガロー等を拡張竣工し、市直営で運営している施設です。

施設運営における課題として、昨今のコロナ禍や少子高齢化などの社会情勢による影響も受け、利用人数の減少が顕著であります。

また、当施設は、築40年以上が経過し、設備の老朽化に伴い維持管理のコストがかかっています。

そこで、今後も利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、市場のニーズを取り入れながら、収支バランスのとれた施設運営を目指すため、当課において施設の運営見直しを行っており、現時点における検討状況を報告するものです。

2 運営見直しに係る経過

令和3年9月～10月 市民アンケート調査を実施

令和4年3月 京田辺市野外活動センター基本方針を策定

令和4年8月～9月 民間事業者へのサウンディング型市場調査を実施

3 京田辺市野外活動センター基本方針の内容

【運営見直しにあたってのポイント】

- ① 地域や多様な主体を巻き込み、民間のノウハウ（地域力）を積極的に活用した運営体制を築きます。【民間事業による運営】
- ② 特別感のある非日常、自然との共生を実感できる幅広い年代のアウトドア活動の機会を提供します。【利用者層の拡大】
- ③ 施設で、安全かつ快適に過ごしていただけるよう設備の整備、拡充に努めていきます。【施設改修の実施】
- ④ 多様な情報を発信、提供し、施設の魅力をアピールします。【さらなる情報発信】

4 青少年の健全育成について

民間事業者による運営や利用者層の拡大に向けては、京田辺市野外活動センター設置条例及び関係規則の改正が必要となります。

現条例の趣旨である青少年の健全育成という観点を残しつつ、個人でもグループでも世代を問わず誰もが楽しめる施設サービスを提供できるよう見直しを進めてまいります。